

八戸水先区水先人会

引き受け事務要領

平成 27 年 1 0 月 1 日(改定)

1. 水先の申し込みの受付

本会は、会員のする水先の引き受けに関し、次の基準等に基づいて受付を行う。

+水先人要請要領（別紙 1 参照）

+技術的な引き受け基準（別紙 2 参照）

2. 水先の申し込みに対する会員への連絡。

本会は、会員のする水先の引き受けに関し、24時間365日の確実かつ効率的な履行を確保するとともに、会員の疲労蓄積を防止し、もって海難の防止に資するため、当直表（別紙 3 参照）を作成し、これに基づいて会員への連絡を行う。

本会は船長等利用者から理由を付して水先人の指名があったときは、別に定める基準（別紙 4 参照）により会員への連絡を行う。

本会は、上記以外のときは、会員の疲労蓄積防止等を考慮して作成した当直表に基づいて会員への連絡を行う。

水先人要請要項

八戸水先区水先人会

事務所 039-1161 八戸市河原木字海岸10番5号
電話 0178-28-9421
FAX 0178-28-4975

1. 水先要請は、原則として、水先人当直表（別表3）に基づく水先要請連絡窓口担当の水先人が本会を代表して受け付ける。

入港船：前日の正午までに要望する乗船時刻を連絡すること。

出港船：0時～12時までの出港予定船は前日の18時までに連絡すること。

：12時～24時までの出港予定船は当日の10時までに連絡すること。

連絡事項：船名、総トン数、全長、喫水、B-T H有無馬力、乗船要望時刻、積み荷の種類、水先料請求先その他利用者から得た本船に関する特別な事項
上記により連絡した事項に変更が生じた場合は、出来る限り前広に連絡すること。

2. 水先人乗船地点

港外より直航する船舶は、下記の地点で乗船する。

一般船 北緯40度34.9分 東経141度33.1分

大型LNG船 北緯40度35.5分 東経141度33.8分

（ただし検疫錨地付近に錨泊している小型の船舶については北緯40度33.8分、東経141度33.1分付近にて乗船する場合もある。）

尚、荒天時、又はうねりや波高が高い為に、上記の地点にて乗船が困難と水先人が判断した場合には、水先要請船の船長の同意を得て防波堤の内側で乗船することもある。

3. パイロットラダーはうねりを遮蔽する側に確実に取り付け、かつ、水面上3メートルに最下段のステップが来るように保持すること。コンビネーションラダー設置する場合のギャングウェイステップの高さは海上静穏時で水面上5メートル、うねりや波の高い時は水面上6～7メートルの位置にセットすること。

水先人乗下船時の本船速力は5ノット以下とすること。

4. 水先区域、港域、検疫錨地、パイロット乗船場所の略図（別紙次ページ）

八戸水先区水先人会八戸港水先業務引き受け基準（平成27年7月20日現在）

1. 喫水（埠頭）	水深		常時引受 可能基準	最大喫水
	計画 水深	安全確認 水深		
八太郎1号埠頭 B	7.50	6.00	5.50	6.00
八太郎 1号埠頭 C	10.00	8.70	7.90	8.70
八太郎 1号埠頭 D,E,	13.00	12.70	11.50	12.00
八太郎1号埠頭 F	10.00	9.50	8.60	9.50
八太郎1号埠頭 G	10.00	8.90	8.10	8.90
八太郎2号埠頭 H,L,M,	7.50	7.00	6.40	7.00
2号埠頭 J	13.00	12.50	11.40	12.00
3号埠頭 O	7.50	7.00	6.40	7.00
八太郎3号埠頭 N	7.50	7.00	6.40	7.00
八太郎 4号埠頭 P	12.00	12.00	10.91	11.00
三菱製紙専用埠頭	12.00	11.70	*10.63	11.50
東北グレンターミナル棧橋	13.00	12.80	11.65	11.90
河原木2号埠頭 A	14.00	12.50	11.40	11.80
河原木1号埠頭 B,C,D	7.50	7.00	6.40	7.00
河原木石油基地 3号棧橋	7.50	7.50	6.80	6.80
白銀埠頭 B	10.00	8.50	7.70	8.50
白銀埠頭 A	9.00	7.80	7.10	7.80
白銀埠頭 C	7.50	7.00	6.40	7.00
第一工業港	6.50	5.00	4.55	5.00

* 大型LNG船 14.00 13.20 12.00 12.00

* 三菱製紙専用岸壁についてはH19年7月30日付け確認書により運用する。

係留及び最大喫水に関する原則

* 係留は原則として入船係留とする、但し荷役に支障ある場合はこの限りでない。

*原則として潮汐を考慮して喫水の10%以上の余裕水深確保すること。

*八太郎 P は原則として出船左舷つけとするが、喫水が浅い船、LOA が短い船は右舷付けも可能とする。

本基準は海上静穏なときにのみ適用し、荒天時にはその都度異なる余裕を検討する。

2. 水先応召時間

出港船 及び港内移動：23時まで引き受ける。

入港船：夜間は照明を十分確保できる岸壁又は栈橋に限り、21時までに港外に到着する船舶に限り引き受ける。

その他の船舶は原則として、午前4時30分以後日出1時間前から日没30分前までに乗船可能な船舶につき引き受ける。

但し、河原木 A 岸壁及び第一工業港については日没1時間前までに乗船可能な船舶について引き受ける。

出港船、入航船に関する上記制限は、当番水先人が諸般の事情を勘案した上で、差し支えないと判断した場合には、多少この制限を超えて引き受ける場合がある。

* 入出港時間の変更は十分なる余裕を持って連絡すること。時間の変更は遅くとも乗船予定の1時間以上前までに連絡してください。

3. 気象、海象による、水先業務の制限

天候の状態が操船又は水先人の乗下船に危険を及ぼす恐れのある場合は、業務を引き受けない。但し其の時の天候、気象警報、風向、係留場所、船舶の種類及び性能、喫水の状態、使用する曳船の数及び馬力等を詳細に検討した上で引き受ける場合がある。

(1) 風速

満船時：風速15 m/sec.を超える場合。

半載又は空船時：風速12 m/sec.を超える場合。

(2) 視程

水平視程が1000m以下の場合。(大型LNG船は1マイル以下)

(3) 波浪、うねり等

波浪やうねり等が港内に浸入して、入出港の操船、着離岸操船に危険を及ぼす恐れのあるとき及び水先人の乗下船に危険を及ぼす恐れのあるときは水先人の乗船を断る。(目安として港外波高3メートル以上で周期10秒を超える場合慎重に検討する)

4. 曳船手配基準

(1) 総トン数が6000トン未満：1隻

(2) 総トン数が6000トン以上：2隻 (大型LNG船は4隻)

(3) バウスラスター装備船：1隻、

但し上記事項は其の時の天候、気象警報の有無、風向、係留場所その他船舶の種類、喫水、曳船の隻数、馬力等により安全を確保するために必要な場合は変更することがある。

水先人当直表（毎月修正して周知する）サンプル

パイロット事務所 電話 0178-28-9421
FAX 28-4975

下記のサンプルのごとく、3名水先人体制の期間中は、10日単位で当番を交代し、副番の水先人は主番を補佐しかつ水先類似行為の要請に対応する。

4～3月まで繰り返し翌年度4月に順番を変更する。

4月	1～10日	11～20日	21～月末	5月1～10日
主当番水先人、 水先要請受付及 び水先区内の水 先をおこなう。	佐藤水先人	松橋水先人	大沢水先人	佐藤水先人
副当番水先人 主当番補佐及び 水先類似行為を 担当する。	松橋水先人	大沢水先人	佐藤水先人	松橋水先人
非番水先人 休日とするが可 能な限り必要に 応じ協力する。	大沢水先人	佐藤水先人	松橋水先人	大沢水先人

八戸水先区内の水先は原則として主当番を先番とし副当番を後番として開始しその後交互に水先を行う、但し類似行為は副当番が専属で行いその間は主当番が八戸港の水先を担当し期間中に可能な限り調整する。

*水先人当直表は毎月末までに、翌月分を決定して関係先に配布する。

*当直の順番は原則として、年間を通じて10日毎の当番制とするが、事情に応じて交代する場合がある。

*総トン数5万トンを超える船舶は、水先約款に基づき水先人2名乗船を原則とする。

但し日本国籍船で、船長、及び航海士が日本人の場合は、習熟度、其の他の状況を勘案の上、安全であると判断する場合は水先人1名とする場合もある。

指名対応基準

1. 基本原則

本会は、船長等利用者から理由を付して水先人の指名があったときは、その理由が正当であると認められる場合、水先業務の安全かつ円滑な運営及び水先の利用者すべてに対する公平かつ公正なサービス提供に支障がない範囲で、原則としてこれに応ずるものとする。

2. 指名に対する受け入れ条件

以下のすべての条件を満足するものとする。

*水先の求めの受付に当たっては、次に掲げる事項のほか、{船舶の航行安全又は水先人の安定した供給体制}に支障がないことを条件とする。

*当該指名のある水先人が指名による水先の日には休暇中でないこと。但し当該水先人が自ら受諾した場合はこの限りでない。

*水先開始予定日の4日前の正午から2日前の正午までの申し込みであること。ただし2日前を過ぎても当該水先人が当該要請に応じる旨、確認できた場合はこの限りでない。

*当該要請にかかわる水先の時間が、他の要請にかかわる水先の時間と重複する場合は受け付け順とする。この場合の水先の時間とは、水先業務時間だけでなく移動時間及び安全に業務を遂行する為に必要な休息时间を含めるものとする。

*以下の条件に該当することにより当該水先人以外の水先人の技術的水準の確保に支障が生ずる恐れがないこと。

*水先に特殊技術を要するバースまたは特定の船舶について、当該水先人を含む特定の少数水先人のみが当該バースまたは船舶の水先を行うことになること。

*当該水先の求めについて、気象及び海象の状況並びに水域事情等に基づいて作成する安全運航基準及び会員の水先業務経験等に応じた業務制限に適合したものであること。

以上に掲げる条件を満たす場合には、遅滞なく当該水先人に連絡し当人の応諾可否について利用者に連絡します。当該水先人が受諾しない場合は、当会規則に基づく当番表に従って水先人を選定しその旨利用者に連絡いたします。

水先業務経験年数に応じた業務制限

水先業務経験年数	就業範囲（一級水先人）
1年未満	5万総トン未満の船舶（2万総トン以上の危険物積載船を除く。）
3年未満	すべての船舶（5万総トン以上の危険物積載船を除く。）
5年未満	すべての船舶（10万総トン以上の危険物積載船を除く。）